

## 高圧ガス保安法の基礎シリーズ(第6回)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、高圧ガス保安法令及び液化石油ガス法令に関する連載をしています。

平成28年度 経済産業省委託 高圧ガス保安対策事業（高圧ガス保安技術基準作成・運用検討）において作成した高圧ガス保安法及び高圧ガス保安施行令の逐条解説を執筆した委員を中心に、「保安法とLP法」、「保安検査と定期自主検査」、「保安統括者、保安主任者、保安係員」などのキーワードを設定して、当該キーワードに関する解説を執筆していただきます。

第6回目となるこの号では、「高圧ガスの販売と貯蔵」について弊協会鈴木則夫から紹介します。

### 高圧ガス保安法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回 高圧ガス保安法と液化石油ガス法 高圧ガス保安協会 鈴木則夫 Vol.54 No.8
- 第2回 高圧ガス～「圧縮ガス」と「液化ガス」など 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.9
- 第3回 高圧ガスの製造について(1) 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.10
- 第4回 高圧ガスの製造について(2) 元 千葉県 山本修一 Vol.54 No.11
- 第5回 第一種貯蔵所と第二種貯蔵所 三重県 中条孝之 Vol.54 No.12

# 高圧ガスの販売と貯蔵

高圧ガス保安協会

鈴木 則夫

## 1 高圧ガスの販売

高圧ガスの販売については、販売する者の保安確保のみならず、販売先における災害の発生防止のために種々の規制がされています。

高圧ガス保安法（以下「法」という）第20条の4の規定により、高圧ガスの販売の事業（液化石油ガス法の液化石油ガス販売事業を除く）を営もうとする者は、特に定める場合を除き、販売所ごとに事業開始の20日前までに、都道府県知事に届け出なければなりません。本条により届け出た者を「販売業者」といいます。

販売業者は、販売方法を遵守し、販売先の保安台帳及び販売に係る帳簿を備える必要があります。また、販売する高圧ガスの種類によっては、販売先へ災害の発生防止のための周知をしなければならず、販売所ごとに販売主任者を選任して都道府県知事に届け出る必要があります。

「販売」とは商品等を売ることによって対価を得て所有権を移転することですが、本条の「販売の事業」とは販売を継続的かつ反覆的に行うことをいいます。

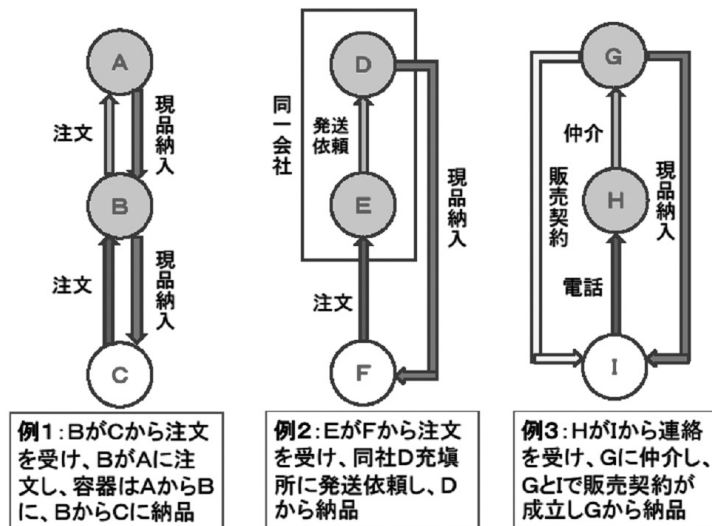
法第20条の4関係通達では、「高圧ガスの販売の事業を営もうとする者とは、高圧ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的をもって行おうとする者をいい、例えば、報償品としてプロパンガスを引き渡そうとする

者、高圧ガスを燃料として使用する車両を販売する際に当該車両に固定した燃料装置用容器に充填された高圧ガスを同時に引き渡す者は含まない。また、建設用重機等の機械及び機器類内の緩衝装置及びその部品として緩衝装置を引き渡す場合にあっては高圧ガスの引渡しを主たる目的としていないため、上記の「高圧ガスの販売の事業を営もうとする者」には該当しない。」とされています。

次に「販売所」ですが、高圧ガスが充填された容器等を直接取り扱うかどうかにかかわらず、その場所において販売の契約が成立する場所をいいます。販売ルートには種々のものがありますが、例えば、図の例1のようにB社で注文を受けてさらにA社に注文され、現品はAからBへ、BからCへ納入される場合は、Bにおいて契約が成立すればBが販売所となります。なお、AはBへ高圧ガスの卸売り販売をしていますのでAも販売所に該当します。また、例2では、E支店で注文を受け同社D充填所からFに納品する場合はE支店が販売所に該当します。

一方、例3のようにHがIから電話を受けてもHは仲介のみで販売契約が成立せず、Hから他の場所Gに連絡され、Gにおいて販売契約が成立する場合にはGが販売所であり、Hは販売所ではありません。

また、販売事業の届出は「販売所ごと」となっていますので、複数の営業所があって、



図

それぞれが販売所に該当する場合には、それぞれの営業所ごとに届け出なければなりません。販売所が移転した場合には、移転先で改めて販売事業の届出が必要であり、旧販売所の廃止届が必要となります。

いて販売するとき（注：詳細は施行令第6条及び施行令関係告示第5条をご覧ください。「容積 5 m<sup>3</sup>」は温度 0℃、圧力 0 Pa の状態に換算した容積です）。

## 2 販売事業の届出が不要なもの

前述の販売事業の届出が不要な「特に定める場合」とは、法第20条の4ただし書に規定されている次のいずれかに該当する場合があります。

- ① 第一種製造者のうち、法第5条第1項第1号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき（注：販売事業の届出が免除される第一種製造者にも販売方法遵守義務及び周知義務がありますので注意してください）。
- ② 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積 5 m<sup>3</sup> 未満の販売所にお

## 3 冷凍保安規則における高圧ガスの販売

1章では、法、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という）及び液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という）での販売について説明しましたが、冷凍保安規則（以下「冷凍則」という）では、冷媒ガスが充填された冷凍設備を販売することが高圧ガスの販売に該当します。また、冷凍則第28条関係通達で販売の規制対象を法第5条第1項第2号の製造の許可が必要な冷凍設備（アンモニア、二酸化炭素又はフルオロカーボンの冷凍設備は1日の冷凍能力が50トン以上のもの）を販売する場合に限定しています。

なお、高圧ガスである冷媒ガスを容器で販売する場合又は冷媒ガスを冷凍設備に充填（補充）して販売する場合は、一般則又は液

石則の適用になり上記2の①又は②に該当しない限りは、冷媒ガスを充填する冷凍設備の冷凍能力に関係なく、販売事業の届出が必要になりますので注意してください。

#### 4 高圧ガスの販売と貯蔵

最後に販売と貯蔵の関係ですが、高圧ガスが充填された容器を直接取り扱う販売所には「容器置場」が設けられていますので、この容器置場で高圧ガスを貯蔵していることになります。

販売のために高圧ガスを充填容器等で貯蔵することを高圧ガスの製造のための貯蔵（これを「製造に係る貯蔵」といいます）と区分するために「販売に係る貯蔵」ということがあります。販売のための貯蔵の前にその目的を「販売に係る」として付けています。

販売に係る貯蔵については、1997（平成9）年3月31日までは販売所の容器置場には、高圧ガスの貯蔵能力に関係なく距離規制、容

器置場の構造等の基準が適用され完成検査の対象になっていましたが、同年4月1日以降は販売と貯蔵の規制を切り離して、販売については法第20条の4から第20条の7の販売の規制が適用され、容器置場での貯蔵については法第15条から第19条の貯蔵の規制が適用されることになっています。

つまり、販売に係る貯蔵については、貯蔵能力に応じて第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又はその他の貯蔵に区分した規制が適用され、貯蔵能力が300 m<sup>3</sup>（液化ガスは3,000 kg）未満の「その他の貯蔵」に該当する容器置場には第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所のような距離規制、容器置場の構造等の基準は適用されず、一般則第18条又は液石則第19条の貯蔵の方法の基準のみが適用されます。

なお、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所については、前回12月号の「高圧ガス保安法の基礎シリーズ」に掲載されていますのでご覧ください。

鈴木則夫（すずき のりお）



©MPC